成年後見制度について（その２）

成年後見制度とは？

≪自分一人ではよくわからない　そんな時でも安心して暮らしていくために≫

制度の利用にあたっては、今必要な方にもこれから必要な方にもそれぞれにあった制度があります。

〇任意後見制度…この先あれこれ決められなくなる前に、自分らしい生き方を自ら

決める制度です。

〇法定後見制度…障がいや加齢により一人で決めることが心配な人のその人らしい

生き方と安心を支える制度です。

※今回は、**「任意後見制度」**の概要についてお知らせします。

◇任意後見制度とは？

一人で決められるうちに、認知症などにより判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

　任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

　ご本人がひとりで決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。この手続きを申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者となります。

◇任意後見利用開始（発効）までの手続きの流れ

任意後見契約の効力発生

任意後見監督人の選任

任意後見　監督人選任の申立て

ひとりで決めることが不安

任意後見

契約締結

　　家庭裁判所は、任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障がい（認知症、精神障がいなど）によって、介護サービスの手続きや契約、入退院の手続きなど、ご本人がひとりで決めることに不安のあるときは任意後見監督人を選任することができます。任意後見監督員の選任により、任意後見契約の効力が生じ、契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことができます。

　なお、ご本人以外の方の請求により任意後見監督人選任の審判をするには、ご本人の同意を得る必要があります。

◇任意後見制度監督人選任の申立てについて

|  |  |
| --- | --- |
| 申立人 | ご本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者 |
| 申立先 | ご本人住所地の家庭裁判所 |
| 申立てに必要な  費用 | 申立手数料800円、登記手数料1,400円のほか切手代など  ※ご本人の精神状態について鑑定が必要となった場合はその費用。  ※任意後見契約公正証書作成費用(15,000円程度)が別に必要となります。  　◆費用は確定の金額ではありませんのでご注意ください。 |
| 申立てに必要な  書類 | 申立書、添付書類（戸籍謄本、任意後見契約公正証書（写）、成年後見等に関する登記事項証明書、診断書（所定の様式）、財産に関する資料　など） |

◇成年後見人等の報酬について

　　任意後見制度の場合、任意後見人に対しては、任意後見契約に基づいて報酬が支払われます。任意後見監督人へは、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の決定した報酬をご本人の財産から受け取ることができます。（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）

《厚生労働省ホームページ「成年後見はやわかり」参照》